

令和5年度第8回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	<p>(1) 茅ヶ崎市障害児通所施設及び茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの指定管理者の候補者の行った管理に係る評価について（諮問）</p> <p>(2) 茅ヶ崎市障害児通所施設の指定管理実績の評価について</p> <p>(3) 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの指定管理実績の評価について</p> <p>(4) 茅ヶ崎市体育館の指定管理者の候補者の行った管理に係る評価について（諮問）</p> <p>(5) 茅ヶ崎市体育館の指定管理実績の評価について</p> <p>(6) その他</p>
日時	令和6年1月10日（水） 8時30分～12時20分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>【委員】 藏田委員長、山本副委員長、小山委員、山田委員（WEB会議により出席）、井上臨時委員、長田臨時委員</p> <p>【事務局】 （行政改革推進課）永倉課長、廣瀬主幹、岡崎課長補佐、川本副主査、早坂主任、小牧主任 （障がい福祉課）鈴木課長、平山課長補佐、吉井主査、鈴木副主査 （スポーツ推進課）佐藤課長、工藤課長補佐、坂巻主査</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度第8回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 次第 ・ ≪議題1～2≫ ・ 茅ヶ崎市障害児通所施設指定管理者評価表 ・ 茅ヶ崎市障害児通所施設申請書類一式 ・ 茅ヶ崎市障害児通所施設指定管理者申請要項 ・ 茅ヶ崎市障害児通所施設指定管理者管理運営の基準

《議題1・3》

- ・茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム指定管理者評価表
- ・茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム申請書類一式
- ・茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム指定管理者申請要項
- ・茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム指定管理者管理運営の基準

《議題4～5》

- ・茅ヶ崎市体育館指定管理者評価表
- ・茅ヶ崎市体育館申請書類一式
- ・茅ヶ崎市体育館指定管理者申請要項
- ・茅ヶ崎市体育館指定管理者管理運営の基準
- ・茅ヶ崎市体育館平面図

《議題6》

- ・資料1 「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」等の改訂(案)の主な内容について
- ・資料2 指定管理者制度導入に関する基本的考え方 改訂版(案)
- ・資料3 募集要項標準例 改訂版(案)
- ・資料4 申請要項標準例 改訂版(案)
- ・資料5 管理運営の基準標準例 改訂版(案)
- ・資料6 提出書類様式集標準例(公募施設用) 改訂版(案)
- ・資料7 提出書類様式集標準例(非公募施設用) 改訂版(案)
- ・資料8 指定管理者選定審査評価表(公募施設用)標準例改訂版(案)
- ・参考資料1 茅ヶ崎市 指定管理者制度における個人情報保護
- ・資料9 「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに

	<p>関する指針」の改訂（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料10 指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針 改訂版（案） ・資料11 指定管理業務総括評価表 改訂内容（案） ・資料12 指定管理業務総括評価表 改訂後（案） ・資料13 指定管理業務総括評価表 改訂前 ・資料14 指定管理業務実地調査票 改訂内容（案） ・資料15 指定管理業務実地調査票 改訂後（案） ・資料16 指定管理業務実地調査票 改訂前 ・資料17 指定管理業務総括評価票 評価基準
会議の公開・非公開	非公開
非公開の理由	茅ヶ崎市障害児通所施設、茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム及び茅ヶ崎市体育館の指定管理者の候補者が行った管理に係る評価であり、法人等の権利、競争上の地位その他利害を害するおそれがある情報を審議するため。

会議録

○廣瀬主幹

それでは改めまして、皆さんおはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

令和5年度第8回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。

本日の議題につきましては、お配りいたしました次第のとおり、議題の（1）から（6）までとなっております。審議事項5件と最後に「その他」となっております。

本日臨時委員といたしまして、茅ヶ崎市障害児通所施設及び茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの指定管理実績の評価にあたり、井上保男様にご参加をいただいております。どうぞよろしくお願いたします。

井上様、簡単にご所属など、ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○井上委員

井上と申します。

神奈川県福祉職として44年余り仕事をしていました。

障害福祉・生活保護、後半は児童福祉です。最後は、中央児童相談所の所長で退職し

て、今現在、県庁で非常勤ですが、子供の権利擁護の関係の業務を行っております。たまたま縁があって、委員に就任させていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

○廣瀬主幹

ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

井上様の席上に本日ご参加いただいております他の委員の皆様の名簿を置かせていただいておりますので、そちらでご紹介とさせていただきたいと思ひます。

本日は、こちらに3名とオンラインで山田委員にご参加をいただいておりますところでございます。

山田委員、音声はこのままで大丈夫でしょうか。

【問題ない旨の回答】

○廣瀬主幹

ありがとうございます。

また、本日の議題1から議題3につきましては、施設の所管課であります障がい福祉課の職員4名が参加をさせていただいております。そして、行政改革推進課の職員が参加をさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

では続きまして、議題1及び議題2の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

【資料確認】

○廣瀬主幹

続きまして、議題1から議題3につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第6条第2項に従いまして、本委員会委員5名のうち現在5名の出席をいただいております。過半数を超えておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、会議の進行を藏田委員長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○藏田委員長

よろしくお願ひします。

会議を進めさせていただきたいと思ひます。

まず初めに本会議の公開・非公開について、お諮りをさせていただきます。

本日の議題のうち議題2及び議題3につきましては、法人等の権利、競争上の地位、その他利害を害する恐れがある情報を審議するため、非公開とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

では、会議を非公開で進めさせていただきたいと思ひます。

では、次第に沿いまして議題1について、事務局から説明をお願いいたします。

○廣瀬主幹

では、議題1といたしまして茅ヶ崎市障害児通所施設及び茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの指定管理者の候補者の行った管理に係る評価について諮問をさせていただきます。

【諮問】

○廣瀬主幹

茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第2条の規定に基づきまして、諮問をさせていただきます。

本日の評価終了後に、本委員会において諮問に対する答申を提出いただくことになりますので、よろしくお願いたします。

○藏田委員長

それでは、議題2に進んでまいります。

議題2 茅ヶ崎市障害児通所施設の指定管理実績の評価について、事務局から説明をお願いします。

○小牧主任

評価方法についてご説明させていただく前に、茅ヶ崎市障害児通所施設の指定管理者を非公募で選定する理由についてご説明をさせていただきます。

まず、これから評価していただく社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団は、茅ヶ崎市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の増進に寄与することを目的とする法人でございます。

茅ヶ崎市が、社会福祉事業の一層の推進を図り、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目指し、市有施設の管理運営を行うべく平成5年に設立され、同時に障害児通所施設である「つつじ学園」の管理運営を受託しております。また、平成18年からは指定管理者として管理運営を行っています。

茅ヶ崎市障害児通所施設では、児童福祉法や子どものニーズに寄り添った支援を行い、早期療育の定着を図ることで、基本的な生活能力を高め、情緒豊かな人間性を養うための管理運営が行われています。

また、非公募で選定する理由につきましては、本市では、障がいのある子供の健全な成長に向けて、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいます。

児童発達支援センターや児童発達支援事業といった、子どもの特徴に応じた支援体制が構築されているというノウハウは、本市が目指す切れ目のない支援体制における重要な役割を担うとともに、本市の社会福祉事業の推進に必要な不可欠な要素となっております。

また「茅ヶ崎市実施計画2025」においては、「障がい児支援体制の強化事業」を位置付けており、茅ヶ崎市社会福祉事業団が、これまでのノウハウを生かし、障害児通所施設の管理運営を行うことで、本事業の実現に大きく寄与するものと考えておりま

す。

このことより、市の施策推進の観点から、非公募とすることに合理的な理由があることから、本市の指定管理者制度導入に関する基本的考え方に定める項目に該当すると判断し、非公募で選定するとしているところでございます。

続きまして、評価の方法についてご説明をさせていただきます。

まず、これまでの経過といたしまして、庁内で申請要項を確定させた後、令和5年11月1日から11月28日までを申請書類の受付期間といたしました。

そのあと、委員の皆様より意見をちょうだいし、取りまとめた意見については、申請団体に事前送付をさせていただいております。

また、これから実施させていただく評価の流れにつきましては、先ほどご説明させていただきました「非公募施設における指定管理者候補者の評価方法について」という資料を机上に置かせていただいておりますので、こちらをご参考としていただければと思います。よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○藏田委員長

ご説明ありがとうございました。

今のご説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、議題を進めてまいりたいと思います。

続きまして、茅ヶ崎市障害児通所施設の指定管理者の候補者に対する評価を行うにあたりまして、まずは事務局より施設の概要、施設所管課側で課題と感じていること、次期指定管理期間で指定管理者に期待することなどについて、ご説明をお願いいたします。

○鈴木障がい福祉課長

障がい福祉課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

本案件につきましては、令和6年3月末をもちまして障害児通所施設の指定管理期間が満了することから、令和6年4月1日から5年間の障害児通所施設の指定管理につきまして、このたび審議をお願いするものでございます。

施設の概要につきましては、担当から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○平山課長補佐

それでは、障害児通所施設について説明をさせていただきます。

障害児通所施設は「つつじ学園」という名称で松が丘二丁目に設置しており、施設管理とともに、児童福祉法、以下「法」といいます、第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う業務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づく地域生活支援事業のうち、日中一時支援を行う業務を実施する施設となっております。

児童発達支援とは、療育の必要性があると認められた未就学児及び専門的な療育訓

練を受ける必要があると認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行う事業であり、「つつじ学園」におきましては、2階に児童発達支援センター、1階に児童発達支援事業所を併設しています。

1階の児童発達支援事業所では、親子通園を基本とし、児童への療育支援とともに親御さんへの障がい理解、障がい受容を進め、2階の児童発達支援センターでは、児童の単独通園を基本とし、児童への療育支援を行っています。

日中一時支援事業に関しましては、現在、東海岸北とつつじ学園内の2か所において「かめっこくらぶ」という名称で事業を実施しておりますが、社会情勢や社会資源の急増等の変化に対応し、現状の事業規模の見直しを図るため、令和6年度よりつつじ学園内の1か所での事業運営としてまいります。

日中一時支援事業とは、保護者の就労、休息、その他の理由により、日中一時的に監護を受けることができない障がい児・者に対して、活動の場を提供し、見守り、集団生活に適應するための訓練、その他の支援を行う事業であり、当指定管理では、条例でその対象を中学校就学前までの児童として実施しております。

続きまして、市が次期指定管理期間で指定管理者に提案を求めると及び期待することについてご説明いたします。

児童発達支援センターは、地域における中核的な療育支援施設の役割機能として、地域支援を担うことが期待されており、障がいのある子供の健やかな成長に向けて、切れ目のない支援体制の構築が重要です。

これらを踏まえ、児童発達支援センターの役割や今後の工夫について提案を求めものです。

指定管理制度導入前の平成5年度より管理運営を担っている茅ヶ崎市社会福祉事業団の経験の蓄積と高度な専門性に基づく療育的支援、地域や関係機関との連携を期待することから、これらの特色ある提案を求め、よりよい事業所運営を目指したいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○藏田委員長

ありがとうございました。

今のご説明内容につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

小山委員、お願いします。

○小山委員

ご説明ありがとうございます。

その説明に直接関連はないことですが、本日机上に第4号様式の差替え分だろとうと思っておりますが、資料が配付されております。この中には、提案書にありました内容といわゆる指定管理料に関して全く異なる記載になっているので、これについて所管課からご説明いただいた方が良いのではないかと思います。

本部経費として、いわゆる指定管理料を計上していますが、以前は計上をしていないですね。

○藏田委員長

グレーを掛けてあるところが修正点ですよね。上の第4号様式のその他収入の指定管理料（本部）と指定管理料の合計が入っているということですね。これが入っている理由ということですか。

○小山委員

そうです。

○廣瀬主幹

よろしいでしょうか。小山委員にご指摘いただきました、大きく収入の部分などが、金額が変更になっております。

こちらにつきましては、委員の皆様から事前にいただいたご意見を踏まえまして、申請者のプレゼンテーションで、合わせてご説明をいただけると伺っておりますので、そちらでご説明をさせていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

○小山委員

わかりました。ありがとうございます。

○藏田委員長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

意見の中で「改善を要する点」の下から2番目の、「『提案を求める事項』」に対する明確な回答が見えません。」とのコメントがありますが、募集要項の5ページにある「提案を求める事項」の「児童発達支援センターの役割や今後の事業展開について提案してください」との事項については、所管課としてはこの申請書で提案をされているという理解でよろしいですか。

○平山課長補佐

申請の中での提案が、十分充足しているわけではないという感じはありますが、この度のプレゼンテーションにおいて、そこをしっかりと補完した形での説明がなされると考えております。

○藏田委員長

ありがとうございます。

いずれにしても書類で審査するのが原則だと思いますので、今回のような修正が今後ないようにぜひご検討いただければと思います。

山田委員も大丈夫ですか。

【問題ない旨の回答】

○藏田委員長

では、評価に移ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

評価の説明につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○廣瀬主幹

それでは、申請団体の皆様にご入室いただきますので、しばらくお待ちください。

【申請者入室】

○廣瀬主幹

初めに、評価の方法についてご説明いたしますので、お掛けになってお待ちください。

お待たせいたしました。ただいまから、茅ヶ崎市障害児通所施設の指定管理者の候補者に対するヒアリングを行います。本日は、お越しいただきましてありがとうございます。

申請団体によるプレゼンテーションは20分以内とさせていただきます。

引き続き委員からの質疑応答などおよそ20分程度とさせていただきますので、お願いいたします。

説明に関しましては、1分前及び終了時にベルにてお知らせをさせていただきます。こちらでベルを鳴らさせていただきます。

終了時刻となった時点で、説明は中止をしていただきますようお願いいたします。

また、ご説明いただく際には、目の前のマイクの真ん中に人がしゃべるボタンがついておりますので、こちらを押していただきますと、マイクに赤いランプが光りまして、音声が出るようになりますので、ご発言の際には、こちらをお使いいただきますようお願いいたします。

プレゼンテーションにあたりましては、申請書のどちらの部分をご説明されているのかがわかりやすいようにお示ししていただけるようご協力をお願いいたします。準備が整い次第、ご説明をよろしくをお願いいたします。

【申請者プレゼンテーション】

○藏田委員長

ご説明ありがとうございました。

では、20分ほど質疑応答に入ってまいりたいと思います。委員の方から質問をお願いいたします。

井上委員、お願いします。

○井上委員

いくつか評価できる点があるとは思いますが、その中身について少し教えていただければと思います。

医療的ケア児について、積極的な取組をされているかなと思いますが、こちらは、いつくらいからで、実際にやってみた成果、そのあたりを簡単に教えていただければと思います。

○申請者②

医療的ケア児につきましては、かなり以前から受け入れをしております。

非常勤の看護師が3名おまして、毎日1人はいるようにするのですが、今のところ保護者が必ず来る親子教室の部門での受け入れをしておりますので、保護者がそこにいることで、ほとんど看護師が手を出さなくても済んでいるのですが、これからは、児童発達支援センターの単独のお子さんがいるところでも受け入れることになると思いますので、その辺は、これから検討を要するところではありますが、現在の看護師の体制で良いのか、常勤で看護師を例えば1日入れるのか、そのあたりは、今後の検討になってくると思います。

○井上委員

ありがとうございます。

結構、ニーズが高いので、ぜひ積極的にさらにお願いたしたいと思います。

先ほどの説明にあったように、児童発達支援センターというのは、本当に療育の専門性が一番大事なところで、専門的なスタッフがかなり入っている体制かなと思います。

とっても良いなと思っていたのは、その専門職がきちっと現場職員への研修を計画的にされているという形の資料を見せていただきましたが、実際にどのような形でやって、支援する職員がどういう反応を出しているのかを教えていただければと思います。

○申請者②

例えば心理の専門職の研修では、職員から聞きたいことや現場で困っていることを事前に聴取して、その場で専門職の立場からお答えいただくのと、それから精神科のドクターの研修などもやっていただいているのですが、その時は、実際に臨床にあたってはお子さんを乳幼児期からずっと見ているので、匿名で、こういう例があって、そのお子さんこういう変化があって、こうなったりという事例を上げてもらったりとか、職員からの事前のアンケートをとって、現場で困っていることを聞いて、その後の療育の指導に生かしているところがかなり大きいと思いますので、言語の先生などに研修をやっていただいています。概ねそういう形で、現場で困っていることも取り入れながらやっていただいております。

○藏田委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

小山委員、お願いします。

○小山委員

2点ほどご質問させてください。

1つは、教育研修のことですが、虐待研修について年2回ほど実施されているということですが、虐待という内容の基準が、時代によっても年々変わる場合もあるでしょうし、それから、虐待ということについて、お互いに職員の方が認識をして、そういうことがないようにご努力されていることは十分わかっているつもりですが、例えば、研修をする以外にどうしても虐待を防止する方法として、例えば、言葉がよくないですが、監視カメラを置くとか、お互いにチェックをし合うとか、その基準を照らし合わせてと

というような研修を行うとか、そういうことを実施しているのかあるいは実施する予定があるのかということが1点。

それからもう1つは、今日追加していただいた4-1ページの資料の説明でよくわかったのですが、それを前提としても令和6年度から令和10年度の収支計画というものが、2-7ページに入っておりますが、この中にいわゆる本部経費という表現一つで、こういう金額が掲載されている。

先ほどの4-1ページの当日配付資料の件でも説明がありましたが、いわゆる本部経費、指定管理料から予定している本部経費というものが、どういう基準でこの金額を計算されているのか。その辺の考え方がおそらくあるんだろうと思います。そのあたりのご説明をいただきたい。

その2点をお願いしたいと思います。

○申請者②

それでは、1点目の説明をさせていただきます。

虐待につきましては、個人的な考えによりますが、子どもでは虐待は有り得ないかなとは思っているのですが、そうはいきませんので、去年の群馬県太田市の児童発達支援センターでの虐待が実際にありまして、それは偏食のお子さんが多いものですから、給食を無理やり食べさせるとか、席に座らない子を座らせるなど、そういうことが虐待に上がっているのですが、そういう面では「これが虐待になるんだよ」ということは、普通の乳幼児以外でも全国的に虐待と言われている観点から申しますと、例えば、夫婦げんかも子どもの虐待になりまして、ネグレクトなども親はしつけと思っているかもしれない部分がありますが、それも今は虐待になります。

こうしたことは、職員会議や研修でも「これは虐待になりますよ」とお話ししています。

それに基づいて、実際に児童発達支援センターで、私はないと思っていた虐待の件数が昨年1件出たものですから、その際にもう一度職員の中で周知徹底をしております。

監視カメラは、子どもは必要ないと思っております。なぜかといいますと、普段から職員内の空気が、虐待になることはまず有り得ない雰囲気なので、そこまでする必要はないかなと思っております。それについては事前に十分注意を払っております。

一方で、バスの中でのお子さんの死亡事故などもありまして、それも子どもでは考えられない事例でございます。国の指導で安全装置をバスに入れたりしていますが、あのようなことはあってはならないと思っておりますが、そうしたことは、普段から何かあったときは、朝礼なり職員会議、研修等でお話しております。また少し異なりますが、例えば、幼稚園のバスの運転手がたまたま事故を起こしたりしますが、その時もその都度その都度、職員に周知しておりますので、監視カメラまでは必要ないかなと思っております。

○申請者①

2点目の本部経費の関係についてです。

まず、本部の役割といたしまして、各事業所の総務、それから庶務業務と法人運営に関わる業務を広く全般に行っている実態がございますので、それについての経費、職

員の人件費をそれぞれの事業から按分して分担するような仕組みをとっております。

大まかな内訳といたしましては、人件費、それから事務費という内訳になりますが、ほぼ3対1ぐらいの割合で人件費が多く占めています。

今後におきましても、人件費についての上限をある程度定めた中で、的確な運営を図るような取組をしていきたいと思っております。

○小山委員

ありがとうございます。

今の本部経費について、もう一度確認ですが、事業計画書の2-7ページに、例えば、令和6年度本部経費19,647,000円という計上を予定されておりますが、その内訳が本部の総務・庶務の人件費に関わるもの、それとその3分の1ぐらいの事務経費、それらの合計が19,647,000円ですよという意味なのですね。

○申請者①

そのとおりです。

○小山委員

わかりました。ありがとうございました。

○藏田委員長

他にいかがでしょうか。

山本委員、お願いします。

○山本副委員長

私から2点ほどありまして、まず1点、先ほどのご説明で切れ目のない支援体制について、かなりしっかりした説明をいただいているのですが、それ以外に「提案を求める事項」として、「児童発達支援センターの役割や今後の事業展開、工夫について提案してください」ということで、市からお願いをしています。

「今までこういうことやってきました」ではなくて「今後、それ以上にこういうことをやりますよ」という提案を求めているのだと思うのですが、今までのお話の内容ですと「こういうことをやっています、こういうことをやりました」というお話のようにしか聞こえなくて、「今後こういう工夫をしていきます」「今後こういう形で、さらにその役割、事業展開について、こういうことをしていきますよ」という提案が具体的に見えなかったのですが、その点についてのご説明が欲しいのが1点。

それから、今まで以外のいろいろ本部経費のお話が出ているのですが、その中で、こちらの事業団の予算・決算で、過去と直近のものを見た中では、法人の本部拠点区分、本部に係る部分に関して、指定管理収入という形で、当日配布資料として追加された部分が入っている形で計上されている。これに合わせて、特別支給をされていると思うのですが、指定管理料は、その施設を維持していただくために支払うものだと思うのですが、市の指定管理料を本部の拠点区分として収入に入れることが良いのかどうかというのがすごく疑問に感じていまして、その施設を維持していただく、管理をしていただくため

に払っている。それが法人の本部拠点区分の指定管理という形での受入れの仕方自体が、それが、法人の本部拠点区分の資金の収支に入るのだったら、市は、事業団自体を応援していますよという形の指定管理料の支払い方だと思うのですね。

でもそうではなくて、「その施設を管理していただきます。それを事業団にお願いします。」ということですから、これを本部の拠点区分の中の資金収支に入れること自体が違うのではないかなと思うのですが、この点は、今ここでご回答いただくのは難しいと思うので、市と実際にその経理のあり方について、これに基づいて、消費税の申告等もされていると思いますので、もう一度きちんとご検討をお願いします。

指定管理料は、人のことだけではなくて、施設そのものが市の施設ですよ。市の施設の維持管理のためにかかるお金も指定管理料に含めて払っている。それに対して消費税が生じるのは当たり前のもです。でも実際には、事業団の申告の中にはそれは入っていない形で出ています。ですから、それも含めて全体的な見直しが今後必要ではないかなと感じています。これは今お答えいただくなくて結構です。

ただ、最初にお伺いした「提案を求める事項」について「今後こういうふうにしますよ」というところのお話を今お答えいただけますか。

○申請者②

今後の児童発達支援センターの工夫なり、あり方につきましてですが、1点目は、私どもの施設は、福祉型という施設で運営を行っております。国では、来年度から医療型と福祉型がドッキングして一体化することが決まっております、4月1日からスタートするのですが、それに合わせて先ほども申し上げました医療的ケア児を積極的に受け入れていかなければいけないということで、いろいろな医療的ケアのお子さんを看ていくことが一つあります。

その体制は、これから検討することではありますが、それは無下に断るようなことではないと思いますが、ただその体制を整えていないと受け入れができないかと思うので、現在、県で医療的ケア児のコーディネーターを養成する研修がございまして、その研修に看護師を1人、1年間、派遣しておりましたので、現在、1名がその資格を持っております。その者を中心にやっていきたいと考えております。

それから、厚生労働省の今後の決定事項として、中核的役割を担っていくことが求められております。その地域の中核的役割ということで、これもまだ詳しい内容が示されておりませんが、幅広い専門性に基づく発達支援とか家族支援とか、それからその地域内の事業所に対するコンサルティング、スーパーバイズコンサルテーションという、指導的な役割ですね。それから、障がい児の発達支援の入口としては、相談機能が求められておりますので、先ほども申し上げましたが、まず療育をしっかりとやるのが大事なのです。それを抜かして、ここまでやることはおかしいと思いますので、週5日の療育をきちっとやるのがまず第1、それは外せないところだと思いますが、それにプラスして、これは、茅ヶ崎市との役割分担がありますので、どこまで踏み込むかというのは今後、毎年の事業計画の中に盛り込んで考えておりますが、茅ヶ崎市との役割分担が必要かと思うので、中核的役割は、大まかで抽象的でございますが、地域の事業所を指導できるような体制づくりとか相談機能の強化などその辺は考えております。

ここにはあまり盛り込まなかったのですが、4月1日スタートではありますが、猶

予期間があると思いますので、茅ヶ崎市と協力して役割分担を明確にして、築き上げていきたいと思っております。以上でございます。

○藏田委員長

他にいかがでしょうか。山田委員お願いできますか。

○山田委員

では、1つだけ質問をさせて下さい。オンライン参加で恐縮です。よろしくお願いいたします。

すでに、お話くださっているところもありますので、若干、重複気味の質問ではありますが、市の担当課との協議体制について、教えてください。

とりわけ、より具体的で専門性の高い課題や内容について、事業団から様々な必要性があった場合に、それを市とどのように協議し解決するかということについて、計画や段取りについて、今お考えのところがあればお聞かせください。お願いいたします。

○申請者②

その点は非常に難しく、市と協議は随時行ってはおりますが、構想というか現実味が帯びていないので、これからの課題かと思えます。

今のところの課題は、基幹相談支援センターも10月1日にスタートしておりますが、その辺も含めて私どもはまだ動きが取れておりませんので、基幹相談支援センターと茅ヶ崎市と一緒にこれから築き上げていく点でございます。申し訳ございません。その辺しかお答えできません。

○山田委員

承知しました。ありがとうございます。

○藏田委員長

ありがとうございます。

では、時間となりましたので、以上で質疑応答は終了とさせていただきたいと思えます。

以上をもちまして、茅ヶ崎市障害児通所施設の指定管理者候補者に対するヒアリングを終了といたします。

プレゼンテーションいただきました皆さまありがとうございました。

これより評価に入りますので、候補者の皆さんは一旦ご退室をお願いできればと存じます。

【申請者退室】

○廣瀬主幹

委員の皆様、お疲れ様でした。

委員の皆様におかれましては、茅ヶ崎市障害児通所施設について、お手元にお名前

が記載の評価表があるかと思えます。そちらをただいまの説明や質疑応答を踏まえて、修正等ある場合には、追記していただきたいと思えます。もしなければそのまま結構ですので、記載がお済み次第、挙手をしていただければ、こちらで回収に伺いますので、お願いいたします。

山田委員におかれましては、この後のやりとりの中でご発言いただいても結構ですし、何らか画面に表示されるようなものをしていただければありがたいと思っております。ご協力よろしく申し上げます。

○藏田委員長

何か必要であれば、チャットなどで送っていただければ、そのままExcelでプリントできると思うので、事務局宛に申し上げます。

○山田委員

承知しました。今の評価表については、特に修正はございませんので、提出のままで結構です。

○廣瀬主幹

承知しました。ありがとうございます。

【意見とりまとめ】

○藏田委員長

では、取りまとめに入ってまいりたいと思えますので、よろしく申し上げます。

委員からいただきました案件の取りまとめということで、スクリーンをご覧いただければと思えます。

重点的に取り組む事項等々を3点ずつにまとめるということできたいと思えます。

内容的には、2つ3つにまとまりそうな気はするのですが、まとまりの1つ目としては、1番目と2番目の「理念について評価できる」というところが一つのまとまりかなと思っております。

3つ目は、3、4、5、6、7ぐらいが職員の研修であるとか人材活用といったようなことかなと思っております。8が賃金処遇、処遇改善のようなところではないかと。9、10が保護者のニーズに合わせた取組とかということになっていて、めくっていただいて次のページ。実績などは、これは上から1番目・2番目は、実績に関して、あとは、上から3、4、5、6番目については、規程類を含めて整理されているということではあります。

3つなので、取捨選択して3つを選ぶ必要がありまして、優先順位が高そうなものを選びたいと思えますが、どうでしょうか。

項目として多い表面の上から3、4、5、6、7ぐらいのところの職員の人材活用みたいなのは、候補として残したいと思えます。まとめなければいけないですかね。とはいっても、なかなか切れないところもあるのですが、これをお書きいただいたのは。

○井上委員

私です。そこの黄色の部分は、障害者支援センターで一番大切な専門性の確保とか向上のための取組、一言でいうとそういった取組は、評価できると言えるかなと思います。

○藏田委員長

なるほど。

これは、文章にしなければいけないですよ。黄色いところを文章に。

○廣瀬主幹

いただいたご意見で、この中の要素で文章化と言っていたら、こちらで案を作成して委員の皆さんにご確認いただく形をとりたいと思います。

○藏田委員長

わかりました。

専門性の向上及び人材といったところをまとめていただく。これはまず残しましょう。

一番上の1、2番と下の保護者満足度、時代に合わせた、ニーズに合わせた取組というのをまとめて1項目にするのでいかがでしょうか。それで、理念、方針なりニーズに合わせた支援体制という形でまとまると思います。

3点目は、規程類ということで良いですかね。

2ページ目の公共性のある管理マニュアル、その他のところから環境マネジメントシステムのところまでの規程類の整備を遵守みたいところでまとめていただければと思います。

振り返ります。専門性の向上、1ページ目の3から7を1項目目、1ページ目の1、2と8、9をまとめて2項目目。3項目目は、2ページ目の3から5をまとめていただければと思います。

「改善を要する点」ですが、回答をいただいたので、解決しているということであれば、外してしまいたいなと思っております。

まず上から1番目、2番目の「いいえ」の項目に対しての対応については、ご回答いただきましたが、十分でしたか。

○井上委員

そうですね。コロナの関係で。

○藏田委員長

仕方がなかったと。

○井上委員

また、自己評価の中で、そんなに高い確率ではなくて「いいえ」という回答が出てなぜかと思って。先ほどの説明では、もしかして職員さん自身が、そういう施設で新たな取組をしていること自体を知らないのかと。だから「いいえ」と付けたのかという理

解をしましたので、特に改めて改善というよりは、自らやっている取組については、きちんと職員に周知してくださいということは、何かの機会に言っていただいた方が良くかなと思います。ですから、改めて項目としてはよろしいかと思ひます。

○藏田委員長

わかりました。

では、上の1番目、2番目は、それで解決、3番目の特定収入は解決していますので、ハラスメントについてですが「空気、その他、十分にそういうことが起こりえない環境なので、大丈夫です」というご回答でしたが、項目としては残して改めて対応を求めますか。

○小山委員

特にハラスメントということで、ここで表現しておりますが、先ほどの評価できる点で、例えば「専門研修を取り入れてやっているのは素晴らしいですよ」という表現がありました。

でも、この程度で良いのですかという実効性ですよ。それは「改善を要する」という意味では、専門性を育てるということに取り組んでいることは、素晴らしいのだけれど、この程度で良いのだろうかということと同様に、ハラスメントに対して、おそらく施設長のご経験と実績からいって、「現状のところでは、おそらく大丈夫だと思います」また「十分自分が気をつけて指示しております」という自信はとても尊いとは思いますが、おおよそ20人、それから、いろいろな運転士だとかその他の技能士も入ると相当多数の人が、全く同じ基準で、施設長と同じような理解を示せるのかどうかというのは、本当にこれで良いのですか、という意味では、やはり私は、改善を特に要する点として入れておきたいなと思ひます。

○藏田委員長

ありがとうございます。では4番目、5番目は残しましょう。

4番目に書いてある「より充実して欲しいです」という文章を外して、4と5をつなげていただけると良いかなと。

要望だと十分に伝わっていないような気がするので、今のお話だと、万全な体制を実効性あるものとするために、具体的な取組を検討いただきたいというような形でまとめていただけると良いかなと思ひます。

このハラスメント含めてのリスクマネジメントについて残しましょう。

あと「提案を求める事項」については、一応回答があったということでよろしいかなと。

最後の項目は、これは残すということで良いと思ひます。

具体的に、何か会議の持ち方みたいなことまで要望した方が良いでしょう。

○山田委員

特に今、それについては、身がないという感じなので「努力を継続してください」でよろしいかと思ひます。

○藏田委員長

わかりました。

では、この表現のまま残させていただいて、3番目として、改めて今回プレゼンテーションをいただいた内容について、申請文書に明確に記載いただき、その提案を実行することを明示していただくということを3項目目として入れさせていただければと思います。それは書き残しておかないとまた次回も同じようなことになりかねないので「提案段階において、きちんと文字にすること」ということで、3項目入れていただければと思います。「その他」はなしですね。

その時に、先ほどの山本委員のご指摘なども含めて、今後検討すべきことについては、行政改革推進課と担当課と団体とで、特に税金絡みのこともあるので、コンプライアンス上問題がないように、しっかりとそれぞれに検討をいただいて、整理いただく必要があるかなと思いますので、よろしくお願いします。

本部経費及び会計経理の仕訳なり、納税のこともだと思しますので、慎重にご検討をいただいて、他でも事例があると思しますので、県や他の事例も踏まえ、場合によっては国も含めて、ご意見等いただければ良いかなと思うので。特に納税関係のことは、重要なことですので、団体の会計と福祉関係の会計もかなり特殊なところがあるので、それと指定管理の事業、その中に含まれる消費税がかかるものについての納税義務のあたりは、気をつけて考えられた方が良いかなと思います。

では以上で、評価できる点をまとめさせていただいて、それらを含めて事務局で取りまとめていただいたものをこちらで確認するというところで、進めさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○藏田委員長

では続きまして、議題3に入ります。茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの指定管理実績の評価について、審議を進めてまいりたいと思います。評価につきまして、説明を事務局からお願いいたします。

○小牧主任

評価方法についてご説明させていただく前に茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの指定管理者を非公募で選定する理由について先にご説明をさせていただきます。

まず、これから評価していただく社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団についてのご説明は、先ほどの茅ヶ崎市障害児通所施設の際にさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。同団体が設立された平成5年より茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの管理運営を受託しております。

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームにつきましては、「ふれあい活動ホーム赤羽根」、「ふれあい活動ホームあかしあ」、「ふれあい活動ホーム第2あかしあ」の3つの施設からなり、障がいのある方が働きながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう管理運営が行われています。

非公募で選定する理由につきましては、本市では「茅ヶ崎市実施計画2025」にて「障がい者ふれあい活動ホームの運営・管理」を位置付けており「茅ヶ崎市社会福祉事

業団について、その自主性を高め、より多くの自主事業が切れ目のない支援を行う法人として運営されるための事業の実施手法を見直し、当該社会福祉法人のふれあい活動ホーム3施設については、指定管理の指定を外し、自主運営を行うよう検討していく」としております。

令和2年度より利用料金制を導入し、途中新型コロナウイルスの影響もありましたが、令和4年度までの実績としましては、安定した収入を得ることで、指定管理料に頼らない経営体制を築いております。

現時点では、経営体制以外の観点での調整が続いていることから、今回のタイミングでの自主運営への切替には至っておりませんが、次期指定管理期間中に引き続き調整を進め、自主・自立的な運営の実現に向けて取組を進めてまいります。

このことにより「市の施策推進の観点から非公募とすることに合理的な理由がある」ことから、本市の「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」に定める項目に該当すると判断し、非公募での選定としていただいております。

続きまして茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの指定管理者の評価方法について、ご説明いたします。

まず、これまでの経過といたしまして、庁内で申請要項を確定させた後、令和5年11月1日から11月28日までを申請書類の受付期間といたしました。その後、委員の皆様より意見を頂戴し、取りまとめた意見については、申請団体に事前送付しております。

これから実施していただく評価方法の流れにつきましては、先ほどと同様となりますので、省略をさせていただきます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○藏田委員長

ご説明ありがとうございました。

今の説明内容につきまして、ご質問ございますでしょうか。

【質問なし】

○藏田委員長

では、続きまして指定管理者が管理運営を行っております障害者ふれあい活動ホームの施設について、施設の概要、施設所管課が課題であると感じていること、次期指定管理期間において期待することについてのご説明をお願いいたします。

○鈴木障がい福祉課長

障がい福祉課の鈴木でございます。

本案件につきましては、令和6年3月末をもちまして、茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの指定管理期間が満了となることから、令和6年4月1日からの5年間で、茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの指定管理につきまして、審議をお願いするものでございます。

それでは、施設の概要につきましては、担当よりご説明させていただきます。

○平山課長補佐

続きまして、茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの説明をさせていただきます。

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームは、「ふれあい活動ホーム赤羽根」、「あかしあ」、「第2あかしあ」の3施設があり、今回一括管理をするということで申請をいただきました。

ふれあい活動ホームは、平成18年度より指定管理者による管理運営を行っております。

「ふれあい活動ホーム赤羽根」は、市内赤羽根に位置し、施設の管理とともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、以下「法」といいます、第5条第13項に規定する就労移行支援及び法同条第14項に規定する就労継続支援の実施及び請求に関する業務を実施する施設になっております。

「ふれあい活動ホームあかしあ」は、市内松浪に位置し、施設の管理とともに法第5条第7項に規定する生活介護の実施及び請求に関する業務を実施する施設になっております。

「ふれあい活動ホーム第2あかしあ」は、市内十間坂に位置し、施設の管理とともに法第5条第14項に規定する就労継続支援の実施及び請求に関する業務を実施する施設になっております。

3施設の指定管理につきましては、令和2年度より法人の自主性・自立性の向上を目指し、市から指定管理者への事業移管についての協議を重ねて参りました。

しかしながら「ふれあい活動ホームあかしあ」の老朽化、施設の耐用年数の問題など指定管理の解除に向けての整理が整っていないことから、市として事業移管を見合わせ、指定管理を継続することといたしました。

続きまして、次期指定管理期間で指定管理者に提案を求めること及び期待することについてご説明いたします。

「ふれあい活動ホーム赤羽根」では、就労移行支援と就労継続支援B型の2事業を実施しています。

就労継続支援B型は「ふれあい活動ホーム第2あかしあ」でも実施しており、通常の事業所に雇用されることが困難な方等、比較的重度の障がいのある方々を受け入れ、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うものです。

また、就労移行支援とは、就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行うというもので、この指定管理の3施設の中では、赤羽根でのみ実施している事業となっています。

障がい者の就労にかかる課題として、様々な障がい特性がある方々の就労定着という点が挙げられ、社会的課題にもなっている障がい者の就労定着について、就労支援事業所としての役割や取り組むべき先駆的工夫等について、提案を求めるものです。

指定管理者制度導入前の平成5年度より管理運営を担っている茅ヶ崎市社会福祉事

業団の経験の蓄積と高度な専門性、地域や関係機関との連携を期待することから、これらの特色ある提案を求め、よりよい事業所の運営を目指したいと考えております。説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藏田委員長

ご説明ありがとうございました。

今のご説明内容につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

【質問等なし】

○藏田委員長

では、ただいまより指定管理者の候補者に対する評価に移ってまいりたいと思います。評価の進行につきまして事務局、お願いいたします。

【申請者入室】

○廣瀬主幹

お待たせいたしました。

ただいまから「茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム」の指定管理者の候補者に対するヒアリングを行います。

進め方につきましては、先ほどと同様となります。説明時間は20分以内、質疑応答は20分程度となっております。ベルで時間は合図させていただきます。ご発言の際には、マイクボタンを押してからご発言をお願いいたします。

準備が整い次第、説明をよろしくお願いいたします。

【申請者プレゼンテーション】

○藏田委員長

ありがとうございました。

では、質疑応答に移ってまいりたいと思います。委員の皆様から質問等ございましたらお願いいたします。

山本委員、お願いします。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。

市から就業事業所の役割と取り組むべき先駆的な事業展開、工夫について提案してくださいと言われております。今のご説明の中で、先駆的な事業展開は、どの部分だったのでしょか。

○申請者②

先駆的というよりも特徴的で、茅ヶ崎市障がい福祉課にも協力していただいて、通常であれば、就職したら福祉サービスは利用できないところを市に認めてもらって、障害福祉サービスと企業就労というところを両立していただいているというところが、先駆的ではないかもしれないですが、非常に有効で、利用者にとっても良いことなのではないかなと考えています。

○山本副委員長

それは、今行っていることですよ。

今後、さらにどういうことをしていきたいかというところを本当は提案いただきたいと思えます。

今のお話、私は良いなと思いました。今お話いただいている普通だったらB型から普通に一般企業に勤めるとこちらのサービスが受けられないというのが一般的で、それが今、週に1、2回B型にも来られて、一般的なところにも行かれているわけですよ。

これは、茅ヶ崎市のここだからできることであり、他のB型もやれば良いのになって、すごく思ったのですが、実際は、他のB型の事業所ではできなくて、ここだからできるということなのですか。

○申請者②

うちの事業団だからということではないと思えます。

○山本副委員長

それは、市内の他のB型事業所も同じようなことができるのですか。

○鈴木副主査

ご提案をいただければ検討の余地はあるかと思えますが、それだけの余力があるとか、そういった取組をやろうとしているようなお声というのは、今のところそこまで多くないのが現状でして、そういったご利用希望だとか、利用者さんの声があれば、ケースワーカーが必要性を判断させていただいて、支給が可能であれば支給させていただくような形になろうかと思えます。

○山本副委員長

それは逆に良いこと聞きました。

他のB型でも、ぜひそのようにしていただくと、きっと就業して「やはり駄目だった」という時に、両方併用できるとすごく安定して、そのまま落ち着いて、本当にきちんと就労だけでやっていけるような形に持っていけるかなと思うので、それはそれですごく良い情報だったと思えますが、今後に向けて、さらにそれを一歩進んだものは、今のところお考えはないということの良いですか。

○申請者②

そうですね。あとは、利用定員がありますが、希望があれば、それを超えて受入れをしているところです。

○藏田委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
井上委員、お願いします。

○井上委員

今、先駆的ということでのお話があったかなと思いますが、こういう事業者が新たに展開をする、とか新たなことをやるのは大変難しいというのは、自分の経験からよくわかります。

聞きたかったのは、令和3年度、4年度、全国の平均の賃金よりもかなり上回った賃金をお支払いすることができている。

その工夫の中に、障がい特性に配慮した作業環境とかマニュアルの作成があると。他の事業所が、そういうことをされているのかされていないのかも含めて、この取組こそが、おそらく既に着手している先駆的な取組と言えるのではないかと思いついていました。

であれば、もっとそれを発展させるためには、具体的にどういう工夫が現段階でできるのかというところを教えていただければと思います。

○申請者②

利用者さんの好きなこと・嫌いなこと、得意なこと・苦手なことをまとめたのが、利用者支援マニュアルというものです。

利用者さんの好きなこと・嫌いなこと等というのは、すごく変化するものでして、その都度、マニュアルを改定して職員全体で共有して「この方は、この作業のこの工程が非常に苦手である。だからこの材料を渡してしまうとその方が興奮してしまう」ということもあるので、そこは絶対に職員の中でその方の情報を共有して、支援にあたっているとところです。

これについては、うちの法人でやっているすべての成人の事業所で、このマニュアルを作っています。逆に利用者さんの得意なことが何なのかということがわかっているので、先ほどの除草の写真でもありましたが、その特性で、例えば、根っこを取るのがどうしても好きな方がいらっしゃるので、そういう方をうまく配置して、その方もお仕事を頑張ったと感じてもらえるような作業の配置を工夫しているところです。

○藏田委員長

よろしいでしょうか。
小山委員、お願いします。

○小山委員

説明をありがとうございます。1点お伺いしたいです。

人件費に関して、過去の実績よりもおおよそ2000万円ぐらい、毎年多くの人件費を計上される計画です。

おそらくこれは私の理解ですが、正規職員1名を採用することが原因なのかなと。

正規職員1名を採用することで、受注企業の開拓とか或いは、定着支援のアフターフォローとかそういうとても大切な作業をこの方が主にやるのかなという理解をしたのですが、そういう理解でよろしいですか。

○申請者②

まずこの4年間で、赤字を出してはいけないというところを意識してやってきました。なので、かなり無理をした4年間だったと思います。

職員も本当に頑張ってくれたので、ここで正規職員1名を雇って、少し余裕を持って利用者さんに接しなければ、虐待はどこで起こるか、いつ起こるかわからないので、やはり職員が生き生きと働くためには、少しみんなの負担を減らしたいという思いでの職員採用になります。

○小山委員

ありがとうございます。

要するに、受注企業の拡大とか定着支援フォローだけではなく、全般のことに絡んで1人戦力の補強をすることで、皆さんが心地よくというその両面のためにされているということですね。ありがとうございました。

○藏田委員長

他にいかがでしょうか。

山田委員お願いします。

○山田委員

それでは、1つ質問させていただきます。

提出してくださった資料の第2-1号様式の2ページ目に、これまでの活動を通じた具体的な課題が3点取り上げられています。

これについては、就労支援全般を見ても大変重要で、かつ解決が急がれます。さらに難しい課題ではないと思います。

こうしたことに対処する計画案として、先ほど説明の中に1つヒントとなるような、例えば、その方にふさわしい活動ホームの紹介と斡旋という工夫例を紹介していただきましたが、この体制づくりや実施の方法について、具体的にどのように解決していくのかということについての計画、目論見について、補足するところがあれば教えてくださいませんか。

○申請者②

利用者も高齢化してきて、その家族もかなり高齢化していることが一番課題に思っています。今「ふれあい活動ホーム赤羽根」は、就労移行と就労継続B型の多機能型というサービスをやっていますが、今後、利用者だけではなくて、保護者の支援もできないかというところで、障がい福祉サービスだけではなくて、高齢者のサービスも一緒にやっていくことも多角化という点で、必要なのではないかとということで、職員からもいろいろと意見が出ているところです。

○山田委員

ということを踏まえて、今後、検討しつつ事業運営なさるという感じですね。

○藏田委員長

ということによろしいですか。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

私から今の同じページのこれからの取組の中の2番目の人材の採用のところに、ITの活用の効率化というようなことが書かれております。

これは、人材採用におけるということだと思いますが、前段でお話しいただいた様々なマニュアルといったようなものも電子化することで、それそのものがおそらく売れる商品になるのではないかなと思います。

ぜひ、福祉のロボット活用・IT化は、人材・人手不足の部分でも非常に重要な課題だと思います。障がい者もしくは就労支援対象者が使うということだけでは、むしろその方々の能力を生かし、それがデジタル化されれば、就労された企業における情報共有も容易になる。そういったプラットフォームを利用者、事業団とともに作っていくといったようなことまでお考えになられた方が良いのかな。

そのようなことを望む他の自治体も多くあるとすれば、そういうところの指導であるとか、コンサルティングであるとか、そういった書籍化を含めての事業もできてくるのかなという気がしますし、そういったようなことをクラウドファンディングでお金を集めていくということもできるのではないかなと思いますので、ぜひマニュアル、様々なノウハウがとおりになることはよくわかったので、デジタルにのせて展開していくということを強く意識されると良いかなと。

そういうことを、職員がやろうと思ったらできないので、そういうことをやりたいと思うIT事業者さんと、市内でもたくさんそういう意味では、技能を持っていらっしゃるフリーランスの方々も企業の方々もいらっしゃるのです、そういう方々と一緒にそのシステムを作られるとより望ましいかなという気がしますので、ぜひ、今までご提案いただいた内容について、書類に落とし込んでいただくとともに、それらをデジタル化して活用していくということを、特に意識して取り組んでいただくと良いかなと思います。

他にいかがでしょうか。どうぞお願いします。

○井上委員

すべての福祉の現場での気になることです。障がい者虐待への取組について、虐待を発生させない体制づくりの課題に取り組むというお話で、この中では、コミュニケーションと先ほど職員負担を減らすという2点が書かれているのですが、正直に申し上げて、私はそれだけでは足りないという認識をしております。

虐待の基準というのが、10年前、20年前と違いますので、特に心理的な虐待とかその部分について「具体的にどういうことが今の時代では虐待にあたるのか」というそのようなことをすべての職員に周知できるような、また常に認識・意識できるような取組をぜひ行っていただきたいということで、これは、助言です。

まして、7割から8割が非常勤の職員で占めている。それは、やむを得ないところですが、非常勤のモチベーションとかその権利擁護の認識というのは、特に重点的にやらなければいけないと思っているのですが、それについての取組への考えとご質問と、もう1点、外部の評価というか、今は、民生委員、児童委員だけが外から入る形ですが、今後、専門家とかそういう外部の方へのチェックですね、利用者の意見を聞くことも含めて、その部分の取組について、教えていただければ、簡単で良いです。

○申請者②

非常勤職員が多く働いていますが、私は施設長ですが、極力8時半から4時までは現場にいるようにしています。また、他の事業所、例えば「ふれあい活動ホームあかしあ」の生活介護とかも人数が足りなければ行くようにしています。

そこで、トイレ介助をしましたが、トイレ介助で私が入り、便座に座っていただいたときに、職員の頭を叩かれたり、非常勤職員や私たちに対していろいろな暴言とかも日常的にあります。その中で、働き続けていただいている非常勤さんには非常に感謝をしています。

ただ私たちがやらなければいけないのは「なんで、頭を叩いたのだらう」「なんで、暴言を發したんだらう」というところ、そのきっかけは何だらうというところを探らうと皆さんにお願いをしているところです。

なので、その方してみれば心理的な虐待だけれども、言っている側はそう思っていないかもしれない、そういうずれが必ずあると思うので、内部研修を通して不適切な支援、グレーな部分もなくしていかなければいけないというところで「今日のあなたの一言はどうだったんだらう」という振り返り、「逆の立場だったらどうなんだらうね」というところを繰り返しやっているところです。

未経験の方は、たくさんいらっしゃるのですが、本当に「何でなんだらう」「知りたい」と思ってくれる人たちが多いので、未経験ではあっても非常に戦力として、業務にあたっていただいているところです。

○申請者①

特に虐待等を中心とした関係については、これまで内部組織の体制を整えることや研修等について、試みを行ってきております。

いただきましたご意見といたしまして、さらにそれに対しての外部のご意見や専門家のご意見をいただいてより充実させるということについては、大変必要なことなのかなと感じております。

まずは、現状の取組を重ねながら機会を設けて、そういう専門の方のご意見を聞くような場も少しずつではあると思いますが、取り入れていきたいと思っております。ありがとうございました。

○藏田委員長

他にいかがでしょうか。

私は、事業の自立化に向けてこれまで検討をしてきて、今回はそこまで至らなかったということですが、今後の期間の中で、それをどのように解決していく、もしくは解

決していく手順をいつごろまでに何を決めて、どのような進め方をしていくのかというロードマップを考えていらっしゃったら教えてください。

○申請者①

現状のところでは、具体的なロードマップまでは、まだ着手はできておりません。

今後の5年間以降を含めて、例えば、将来の自立化に向けて、施設整備に関する基金を創設したり、普段の事業については、経営指標をしっかりと守って取り組むことを積み重ねるなり、地道な取組を行いながら、しばらく時間はかかると思いますが、市と協議を行いまして、将来の自立に向けた具体的な提案の整理をしたいと思っております。

○藏田委員長

それについては、市との協議が不可欠のような気がしますので、黙っていても状況は解決しないので、しっかりと、具体的にいくらどう必要で、それをどのようにしていけば、賄っていくことができるのか。そのために、事業団なり市なり、それぞれの役割でどのように責任を考え、負担をしていくのかということ具体的に話し合っていないと、誰かが答えを出してくれるわけではなく、簡単に意思決定もできないと思いますので、継続的にその課題を確認し、それについてどういう方法があり、それを実現できるのかできないのか、できないとすれば、次の方法をどうするかということを計画的に、期間中に、取組を進めていただけるようにお願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

【他に質疑なし】

○藏田委員長

では以上をもちまして、質疑応答を終了とさせていただきます。

以上をもちまして、指定管理者の候補者に関するヒアリングを終了といたします。

プレゼンテーションいただきました皆さん、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

これから評価に移りますので、申請者は、ご退室をお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

【申請者退室】

○廣瀬主幹

委員の皆様、お疲れ様でした。

先ほどと同様に、障害者ふれあい活動ホームについて、お手元のお名前を記載させていただいている評価表について、プレゼンテーション・質疑応答の内容を踏まえまして、追加意見、ご意見の修正等ありましたらご記載をお願いいたします。

それがお済みでしたら挙手をいただければ、事務局で回収に伺います。よろしくお願いたします。

ただいまこちらの席上で、委員の皆さんに意見の修正等をしていただきまして、事

事務局で入力作業を行いますので、しばらく休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【意見とりまとめ】

○藏田委員長

会議を再開させていただきます。

評価内容につきまして、意見の取りまとめに入ってまいりたいと思います。

スクリーンをご覧いただきたいと思います。

この中から、「評価できる点」を3点、「改善を要する点」を3点程度に集約していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは評価できる点ですが、上の1番から4番までが、利用者人数や地域との連携を含め、取り組んでいることを評価するものかと思っております。

後半の5、6、7、8ぐらいが、実績が評価できるということかと思っております。あとは10、11に規程類が入っていて、9番目の「各施設の必要性や社会的機能を把握しつつ」というものと、次のページの施設ごとに評価するものがまとめられるのかなと思っております。それでいくと4つぐらいにはなるような気がしまして、追加がありますかね。追加評価できる点の追加はありますか。

○小牧主任

評価できる点の追加はありません。

○藏田委員長

ないですか。わかりました。

であれば、1番目から4番目をまとめていただいて、5、6、7、8と10、11を含めて、実績と規程類を評価する内容にしてもらって、3つ目の項目として、各施設の社会的機能を把握し試験的に運営していただきたい、具体的には、ということで、次のページの項目を連ねていく形でいかがでしょうか。これで3つにまとまったかと思えます。

「改善を要する点」です。「改善を要する点」の1番目の、「利用者アンケートでは昼食弁当メニュー、作業工賃や作業環境などについての不満が出されている」ということは、ご回答いただいたということですのでよろしいですね。

収入増加策についても一定程度ご検討をいただいていたかなとは思っております。

3番目の第三者の意見を聞くということについては、受け答えを踏まえて、これは残した方が良いでしょう。3番目は残しましょう。

4番目の利用者ニーズの多様化は、このままで良いでしょう。

次の5、6と、井上委員がおっしゃった虐待、ハラスメントに対する非常勤職員の研修といったような項目を加えていただくと良いかなと思えます。

非常勤職員については、回答の中では「良い方々なので大丈夫です」といったお話でしたが、そういう方々ばかりではない非常勤の方が入る可能性もあるので「非常勤職員の研修の徹底などを含め」というような文章を入れていただいて5、6をまとめてく

ださい。

その他、本部経費、「提案を求める事項」については良いですかね。
ということで、3つにまとめたのではないかと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

○藏田委員長

では、以上の3点でまとめさせていただいて、委員の方々は、でき上がったものを確認いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。まとめが終わりました。
事務局より今後の日程について、ご説明をお願ひいたします。

○小牧主任

今後の予定について、ご説明させていただきます。

本委員会後、委員会が市長に答申し、その後指定管理者の指定についての議案を3月に開催される市議会定例会に提案いたします。

議決を得た後、指定管理者として指定され、協定書の締結を行います。

指定管理期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

本日の評価結果につきましては、市長に答申を行った後、施設所管課を通じて、申請団体に通知し、事業計画書等に反映いたします。

特に重点的に改善に取り組むこととした事項につきましては、対応結果についてまとめ、書面にて後日報告をさせていただきます。また本日使用しました書類につきましては、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままとしていただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○藏田委員長

ご説明ありがとうございました。議題3については、以上となります。

臨時委員の井上委員におきましては、以上で任務が終了となります。ありがとうございました。

【所管課・臨時委員入替え】

○藏田委員長

それでは、引き続き議題4に移らせていただきます。

事務局より説明をお願ひいたします。

○廣瀬主幹

議題4「茅ヶ崎市体育館の指定管理者の候補者の行った管理に係る評価について」以降を始めさせていただきます。

こちら以降は臨時委員として長田委員にご出席いただいております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

また、施設所管課のスポーツ推進課職員3名が出席させていただいておりますので、

どうぞよろしくお願ひいたします。

では最初に議題4、5の資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

○廣瀬主幹

続きまして、議題4、5につきましては、指定管理者選定等委員会規則第6条第2項に従いまして、本委員会委員5名のうち現在5名出席で過半数を超えておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

引き続き進行は、藏田委員長、お願ひいたします。

○藏田委員長

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

初めに、本会議の公開・非公開について、お諮りさせていただきます。

本日の議題のうち、議題5については、法人等の権利、競争上の地位その他利害を害するおそれがある情報を審議するため、非公開とさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

非公開で進めさせていただきます。

それでは議題4につきまして、事務局の方からご説明お願ひいたします。

○廣瀬主幹

議題4といたしまして茅ヶ崎市体育館の指定管理者の候補者の行った管理に係る評価について、諮問をさせていただきます。

【諮問】

○廣瀬主幹

ただいま諮問をさせていただきました、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第2条の規定に基づきまして、評価終了後に、本委員会において諮問に対する答申をご提出いただくこととなります。ご協力よろしくお願ひいたします。

○藏田委員長

それでは議題5に進んでまいります。茅ヶ崎市体育館の指定管理実績の評価について、事務局から説明お願ひいたします。

○小牧主任

評価方法についてご説明をさせていただく前に、茅ヶ崎市体育館の指定管理者を非公募で選定する理由についてご説明をさせていただきます。

まず、これから評価をしていただきます公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団は、茅ヶ崎市における文化芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を行い、

茅ヶ崎市民が心豊かで潤いのある市民生活を送り、健やかで活力ある地域の形成と発展に寄与することを目的に、平成8年に設立された法人でございます。

設立時より市の文化・スポーツ振興をけん引する役目を果たしてきており、平成18年度からは指定管理者として、本日評価を行っていただく茅ヶ崎市体育館の管理運営を行っております。

非公募で選定する理由につきまして、本市では、「茅ヶ崎市実施計画2025」において、各種大会教室開催事業を位置付けております。

多くの市民が参加できるスポーツイベント等を、スポーツ関係団体や指定管理者等と連携しながら、企画・開催・支援するとともに、スポーツ関係団体の指導者向け講習会として、スポーツ指導者研修講座を企画・開催することとしております。

本事業を推進するにあたっては、各種大会教室の実施会場となる市内の体育施設に精通しているとともに、日頃からスポーツ関係団体と連携を図っている茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団が指定管理者になることで、本事業の着実な推進に繋がると考えております。

このことにより、「市の施策推進の観点から非公募とすることに合理的な理由がある」ため、本市の「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」に定める項目に該当すると判断し、非公募での選定としているところでございます。

また、これまでの経過といたしまして、庁内で申請要項を確定させた後、令和5年11月22日から12月25日までを申請書類の受付期間といたしました。

その後、委員の皆様より意見を頂戴し、取りまとめた意見について、申請団体に事前送付をしております。

また、これから実施していただく「評価」の流れにつきましては、先ほど申しあげました「非公募施設における指定管理者候補者の評価方法について」という資料を机上に置かせていただいておりますので、説明は省略をさせていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○藏田委員長

今のご説明につきまして、ご質問はございますでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、茅ヶ崎市体育館の指定管理者の候補者に対する評価を行うにあたり、事務局より施設の概要、施設所管課側で課題と感じていること、次期指定管理期間で指定管理者に期待することなどについてご説明をお願いいたします。

○佐藤スポーツ推進課長

スポーツ推進課の佐藤でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

令和6年3月末をもちまして、茅ヶ崎市体育館の指定管理期間が満了することから、令和6年4月1日から5年間の指定管理について、ご審議をお願いするものでございます。

施設の概要につきましては担当の工藤よりご説明いたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○工藤課長補佐

それでは、茅ヶ崎市体育館の説明をさせていただきます。

本件の指定管理は、「総合体育館」と「市体育館」の2施設を合わせて、茅ヶ崎市体育館として募集しています。

施設の概要ですが、初めに、「茅ヶ崎市総合体育館」は、平成元年5月に開館し、平成20年度より指定管理者制度による管理運営を行っております。

茅ヶ崎市の行政拠点地区内にあり、施設規模といたしましては、鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建、主な施設としましては、第1体育室、第2体育室、柔剣道場、トレーニング室、弓道場、会議室などがございます。

令和5年10月1日より、総合体育館は空調設備設置工事のほかに、トイレ改修工事、エレベーター改修工事等を実施しており、令和7年4月1日の再開を目指しているところでございます。

続きまして、「市体育館」ですが、昭和41年4月に開館し、平成18年度から指定管理者制度により管理運営を行っております。

茅ヶ崎市十間坂にあり、施設規模としましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上3階建、主な施設としましては、競技場、柔剣道場、卓球練習場などがございます。

市といたしましては、これらの施設に指定管理者制度を導入し、管理を行うことで、「茅ヶ崎市のスポーツ推進における基本的な考え方」にも定めている、「次世代を担う子どもたちを育む好循環を生み出すスポーツの環境づくり」を行いながら、施設を運営されていくことを望んでおります。

今後もよりよい形で、本市のスポーツ振興を推進していくため、指定管理にて管理運営を行っていただくにあたり、提案を求める事項として3つほど、項目を挙げさせていただきます。

1つ目は、本市のスポーツ推進における基本的な考え方の中の3つの基本方針「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」「スポーツへの関心を高める機会づくり」「スポーツ活動を広げる基盤づくりと連携」に沿って行うこととしておりますので、施設の運営において、次世代育成に繋がるような取組について提案いただきます。

2つ目は、体育協会等の様々なスポーツ関係団体との事務や支援を行うため、どのような取組を行っていくかについて、ご提案をいただきます。

3つ目は今まで市が契約し、設置していた自動販売機について、指定管理者の自主事業として実施し、増加した財源をどのように、体育館の維持・修繕等に活用するかご提案をいただきます。

長年指定管理を行っている財団ならではの、当施設の課題、そして今後の運営を期待することから、これらの特色ある提案を求め、よりよい公共施設を目指したいと考えております。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○藏田委員長

ご説明ありがとうございました。

今の説明内容につきましてご質問等はございますでしょうか。

山本委員お願いします。

○山本副委員長

所管課にお伺いしたいのですが、5ページの「自販機の設置による収入」のところ、今まではどちらの体育館も自動販売機は、直接市で契約をしていますよね

ここで、令和3年、令和4年では600万円少しの金額と出ていますが、これは8台で600万円少しの収入があったということでしょうか。

またこれは、自販機の販売手数料の算出方法として、自販機設置会社から売れた分は何%という手数料のもらい方と、自分のところで飲料入れるもらい方とで、その割合が違うと思いますが、これは単純に電気代含めて、手数料として8台で600万円もらっているという認識でよろしいですか。

○工藤課長補佐

まず、自動販売機設置の仕組みですが、市で設置をしているときは、自動販売機業者に売り上げに対して、市に寄附をしてもらう率で入札をかけております。

おそらく、一般的には、自動販売機の売り上げはスポーツ事業に寄附させていただいております、というような表示をさせていただいて、契約どおり売り上げに対して何パーセントの金額を、市に改めて寄附していただくというような形をとっています。

その金額が600万円。

○山本副委員長

実際寄附の割合は何パーセントくらいなのでしょう。

書類で出ている金額と、事業者が雑収入として上げている自販機の収入の金額にかなり差があり、事業者は体育館2か所11台で、年間250万円と算出しています。

市が直接契約をしているときに寄附していただいていた割合と、指定管理者が自動販売機を業者に委託した時との割合が、半分以上違うというところで、どのくらいの割合で市が寄附を受けていたのかわからないため、なぜこの金額なのか、ということについてすごく不思議に思ったのですが。

○工藤課長補佐

まず寄附率が、これは入札によるものなので詳細にはお答えできないのですが、イメージとしては、売り上げの40%程度で、今まで推移しております。

○山本副委員長

わかりました。

それならこれだけの違いが出るのが理解できました。

ありがとうございます。

○藏田委員長

はい。他にご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

【他に質疑なし】

○藏田委員長

それではただいまより、指定管理者の候補者に対する評価に移ります。評価の説明につきましては、事務局よりお願いします。

○廣瀬主幹

では、申請団体の皆様にご入室いただきますので少しお待ちください。

【申請者入室】

○廣瀬主幹

お待たせいたしました。ただいまから、茅ヶ崎市体育館の指定管理者の候補者に対するヒアリングを行います。

申請団体の皆様によるプレゼンテーションを20分以内でお願いいたします。引き続き委員からの質疑応答を概ね20分程度とさせていただきます。

説明に関しましては、終了の1分前及び終了時にベルにてお知らせをさせていただきます。

終了時刻となった時点で説明は終わりにしていただきますようお願いいたします。

またご発言の際には、目の前のマイクボタン押していただきまして、前のランプが赤くなることを確認した上でご発言いただきますようお願いいたします。

また、プレゼンテーションに当たりましては申請書のどのあたりを説明されてるかわかるように、ご説明いただくと助かります。

ご準備整い次第、ご説明よろしくようお願いいたします。

【申請者プレゼンテーション】

○藏田委員長

ご説明ありがとうございました。では質疑応答にしまいいりたいと思います。

委員の皆様から質問等ございましたらお願いいたします。

山本委員お願いします。

○山本副委員長

ありがとうございます。

最後にご説明していただいた自販機収入に関して、優先的にいろいろな設備の保守・修繕等に充てるということでお話いただきましたが、大体自販機収入が年間で250万から260万円を見ている中で、5ページ「収支計画について」に出ている修繕費は、そこまでの金額が上がっていません。今ご説明の中で言われたものは、この修繕費以外のところに入ってる、と考えてよろしいですか。

○申請者②

はい、そうです。

その他、執行残や、思っていたより安く上がった経費などもございますので、そういったところをうまく利用できればと思っております。

また、雑収入なども想定より大きくなれば、その中で対応できるものは、対応していきたいと考えております。

○山本副委員長

体育館指定管理者申請要項には「自動販売機設置による収益は、管理施設の維持・修繕費用に充当することとします」とあるので、収入二百何十万を維持管理に充ててください、という意味だと思いますが、修繕費の項目、こちらは年間で大体多くても130万、140万円と出てるので、この修繕費以外に、物品の購入などの形で、他の項目に入っていると思ってよろしいですか。

○申請者②

そのとおりでございます。

ここに示している修繕費は、経常的・日常的にある小破修繕やすぐ対応しなければいけないもの、こちら規模・状況は大きなもの小さいものがあり、また個数も変わりますが、そういった経常的・日常的に起こり得るものを、想定させていただいております。

それ以外で、今後老朽化が見えてきているものや、刷新の要望が多いものに、対応できればと考えております。

○山本副委員長

ぜひ、利用しやすい施設になるように、そちらの方に二百何十万円の収入に関しては、充てていただきたいし、またそれ以上、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○藏田委員長

他いかがでしょうか。小山委員お願いします。

○小山委員

説明ありがとうございました。

説明の中で、相当幅広いメニューをお考えになっていて、これは素晴らしいなと思います。

反面、茅ヶ崎市民の生涯学習への満足度の調査が以前ありましたが、子どものいる30代前後の方たちの満足度はまだこれからです。そのことを考えると、特に子どものころから取り組めるようなスポーツあるいは文化内容はどんどん時代とともに広がっていくだろうと思います。とてつもなく幅広く。

今までスポーツとは考えられなかったeスポーツまで行われているわけですから。それらすべてに対応していく必要があるのかないのかは全く別の問題ではありますが、これだけ幅広く計画を立ててる中で、これこそ核としていこう、というお考えのものが何かあるのであれば、ご説明いただければと思います。

お願いします。

○申請者①

ご指摘、よくわかるところでございます。ただ私どもの方は、市の計画もでございます。そういったものに沿ったプランで、基本的には考えているところはございます。

市民に幅広く、スポーツを享受し、生涯スポーツが楽しめるような体制をまず整えておきたいと思っております。

特に今回抽出させていただきました「ゴールデンエイジプログラム」は、幼児から小学生を対象とする事業については、体育協会などの協力もありながら、取り組んでおります。

また、トップアスリート、トップリーグとの交流といったところについて、力を入れてまいりたいと考えております。

ただあわせて、茅ヶ崎市は長寿のまちといった側面もありますので、高齢者の引きこもりや体力不足など、寝たきりにならないような対応を、福祉部門も考えていると思いますが、私どもも、寝たきりにならないで、生涯身体を動かしてスポーツが楽しめるような土壌は確保しておきたいと思っております。

○藏田委員長

他いかがでしょうか。お願いします。

○長田委員

説明ありがとうございました。

もうすでに各種方法で、情報発信や収集に努めてられています。アナログの方法でさらにやっていただくということで安心いたしました。

この資料の中で、高齢者が多いスポーツプログラムについて「何でそのプログラムを知ったか」への回答に、「チラシや掲示板」という結果もあったので、ぜひ、先ほどお話しいただいたようなアナログな発信もよろしくお願いします。

もう1点は、総合体育館が改修工事によって、おそらく相当利用環境が良くなると思います。自動販売機設置による収益や節約もたくさんされてると思いますし、修繕や刷新に関わるお金を生み出すのはなかなか難しいと思います。使用料等についても、市との兼ね合いもあるので、今まだ決められないと思います。なかなか安かろう良かろうというのは難しいことだと思います。

使用料に見合ったサービスを提供するという感覚でいくと、少し値上げしていただいて、施設の環境を整えていっていただく、言葉は悪いですが、総合体育館は、新しくなったということでの、新しさにごまかされない、ここにも書いてありましたが、誰もが利用しやすい快適な環境の提供という名のもとに、管理運営を進めていただけたらと思います。

よろしくお願いします。

○申請者①

スポーツ施設の使用料の関係につきましては、市のスポーツ推進課にも、お願いしてるところではあります。

公共施設だから、というところで安かろう悪かろうでは今なかなか市民の方に納得いただけない。公共施設であろうと、民間のスポーツクラブのようなレベルを求められている、ということは確かです。

例えば藤沢市の秋葉台体育館。隣の市ですが、茅ヶ崎市と同じようにバスケットボールコートが3面持っているのですが、秋葉台体育館を1日使うと77,000円の使用料がかかります。

茅ヶ崎の体育館は、同じように3面のコートが1日使っても26,000円です。この場合だと、藤沢市の体育館は茅ヶ崎市の3倍の料金です。

そういったことでいけば、茅ヶ崎市の今の利用料も藤沢市並みというか、神奈川県では藤沢市以外にも平塚市など、他市はそれなりの利用料をとっているのです、それも相場かと思えば。今、市にお願いしていますが、例えばここの施設の利用料が、現在は最大で22,000円、24,000円ぐらいですか。その料金を例えば3倍、藤沢市並みの料金を取れば、7、8千万円の利用料金になりますので、人件費分以上の収益が結構出ますので、修繕に充てることができると思います。今茅ヶ崎市は受益者負担の考え方を持っているということもありますので。

また、減免について、市の補助団体に関しましては、団体が行う大会、イベントについてはすべて使用料100%減免でやっていますので、市と協議しながら、そういったものも受益者負担で利用料を取らせていただければ、もう少し施設が良くなるのかなと思っています。

○長田委員

以上でございます。ぜひよろしく申し上げます。

○藏田委員長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

山田委員お願いいたします。

○山田委員

私から1つ質問させていただきます。

今回の申請が、体育館の指定管理、ということに関する質問です。

計画の中にも様々な意味合いは含まれていますが、体育館が施設として、広義のスポーツを展開するハブとなるようなイメージや意味合いが次の時代には必要ではないかと考えられます。

このあたりについて、市からの要求事項、それから今後の中に含まれる計画など、お考えのところがあればお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○申請者①

総合型スポーツクラブ、例えば地域総合型スポーツクラブ、というような、基本理念には私も賛同いたしますが、スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造というようなことも、総合型スポーツクラブは言っております。

そういったところで、財団の活動は、茅ヶ崎市体育協会傘下の30団体、その他市の

スポーツ推進委員や、茅ヶ崎地区の体育振興会との連携協働によって地域のきずなを培いながら、地域社会の発展に寄与していると自負しております。

そのため、体育館を初め、このスポーツ施設が、スポーツを核とした豊かな地域コミュニティが創造できるような方向性は思い描いています。

以上でございます。

○山田委員

分かりました。ありがとうございます。

質問の意図は、それを実現するための目論見があれば、ということ伺いたかったのですが。

今はまだ理念の取りまとめが計画の中にも含まれている、という意味のお話でよろしいでしょうか。

○申請者①

今の形が完成形かどうかはわかりませんが、そういった様々なところとの連携・協働は、私どもが核になって進めていく、という方向性で現在進めております。

○山田委員

後半の説明が質問の意図とずれているので、もう少し質問の意味を説明すると、体育館そのものが連携のハブになるには、それなりの使い方の提案や、ハブとしての機能の計画が必要ではないか、という意図の質問でした。

そのため、そういったところが、たとえば次世代の育成や支えるスポーツ、「観るスポーツ」においては、当然必要ですが、それを体育館としてどのように有効活用できるのか、という計画を、おそらく市は求めていると感じましたので、そういったことについても今後協議しながら、計画づくりとしてきちんと反映、実施していただけるのか、ということが質問でした。

ありがとうございました。

○藏田委員長

他いかがでしょうか。

私から質問いたします。幅広いご説明をいただいたかと思いますが、それが現実的にどのような計画・スケジュールで動いていくのかということが全くご説明されておらず、それについては何らかの、例えばこの実施事業についてはいつどこでどのようにやっていくということも、市と財団でやりとりされているのでしょうか。

○申請者②

そこに関しては、総合体育館が改修中のため、私どもの事業を展開するのに、代替施設を確保したり、また利用者、利用団体の方が使ったりということで、具体性が少し欠けてしまっているところではあります。

また、料金収入についても、利用料金設定がこれからのため未知数のところがあり、ある程度想定はさせていただきながら計画を作りましたが、そういったことから、少し

具体性が欠けてしまってるかもしれません。

しかし、その点につきましても、今お話いただいたとおり、市役所の関係課と、この段階ではこういう計画、この段階ではこういう見通し、と情報交換をさせていただきながら、取組、また、計画を作らせていただいているおります。

○藏田委員長

ありがとうございます。

申し上げたかった趣旨は、例えば提案の「次世代の育成 ゴールデンエイジスポーツプログラム」、大変すばらしいと思いますが、これが年1回しか実施されない、何か具体的なものが落とし込まれていかないと、審査した段階、この書類を見ると、非常にすばらしい取組をされると感じるわけですが、実際に指定管理者を非公募で選定するにあたって、貴財団が「このように行う」ということを示していただかないと、それを確認しなければ、適正かどうかの判断ができない。

そのため、もちろん詳細なものを調整していくことは当然だと思いますが、選定の段階において、今後5か年にわたってどのように、もちろん想定できないものや不確定な部分はありますが、それにしても、計画があまりに抽象的すぎるかと思います。

それで、「改善を要する点」に書かせていただいた数値目標や、具体的なスケジュールについてですが、要は、資源・施設は有限なので、「あれもやりますこれもやります、全部やります」と言って、実際にどこまでできるのかということまでご説明いただかないと、貴財団にお任せできるのかという適格性を、判断する材料がなかなかないので、その点については、市と協議されるということであれば、それはいつ、どういう形で決めるのか、どういう形で検証できるのか、ということをしつかりとお示しいただく必要があると思います。その点はぜひ市との協議なり、その計画の具体化をどのように、財団として、市と、いつどのタイミングでどう進めていくのかということについて、具体的に教えていただけますか。

○申請者①

今のご質問に関しまして、ここには「こういうことをやります、ああいうことをやります」と項目を列記しておりますが、具体に関しましては、財団の理事会の中では、「この事業について、こういう日程で、これだけの募集人員で、この参加料で、このように行います」という説明をしながら、また財団の理事会にはいつも市のスポーツ推進課もオブザーバーで、必ず出席されて、私たちの事業報告や決算なども聞いていらっしゃいます。

そのため、スポーツ推進課、市のチェックはしっかり入っていると考えております。

○藏田委員長

わかりました。

それがもし真実だとすれば、具体的な数値目標を掲げることはできますよね。

具体的に何人参加をいただくのか。例えば「ゴールデンエイジプログラム」でどれくらいの人数を対象とするのか、それが全児童数・生徒数の中でどれくらいの割合があるのか。そういった数値が、おありになるのであれば、示していただく必要があると思います。

ます。

それは「協議の中でご報告してます」ではなくて今回指定管理者の妥当性をどう判断するかにあたっての評価なので、それについて、一定の数値的なものをお示しいただく必要があるのではないかなと思います。

ぜひ年度ごとの計画の中で、詳細にそれが示されてるのであれば、しっかりとチェックさせていただきたいと思います。ぜひ提案書の中にも、プログラムの中の成果や、目論見としてどれぐらいの数値、データ、数、数量でやっていくのかということをお示しいただく必要があるかなと感じました。

他いかがでしょうか。よろしいですか。

【他に質疑なし】

○藏田委員長

ありがとうございます。

それでは、以上で茅ヶ崎市体育館の指定管理者の候補者に対するヒアリングを終了いたします。

プレゼンテーションいただきました皆様、ありがとうございました。

これより、評価に移りますので、申請者の皆様は御退出いただければと存じます。

【申請者退室】

○廣瀬主幹

委員の皆様お疲れ様でした。

委員の皆様におかれましては、茅ヶ崎市体育館について、お手元のお名前が記載されている評価表について、ご記入をお願いいたします。事前にいただいた評価が既に記載されておりますので、ただいまのプレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、追加意見があれば記入をお願いします。追加が無ければ、そのまま御提出いただいて構いません。

記載がお済みの委員は挙手いただければ事務局が回収にまいります。

では事務局の方で追加修正いただいた意見の入力作業を行いますので、しばらくお待ちください。

【意見とりまとめ】

○藏田委員長

それではご記入いただきました意見につきまして、それぞれ3点ほどにまとめていきたいと思いますのでスクリーンをご覧ください。

まず「評価できる点」ですが、評価できる点は1、2、3、4が多分実績に関わるころかなと思いますので、これが1つにまとまるかと思います。

次の5、9。公平性や多様な特性の事業が行われてるということと、「観るスポーツ」の提供に取り組んでいるところを合わせて、1つにさせていただく。

最後に6、7を、危機管理ということでまとめさせていただければと思います。

以上の3項目、1番目が実績、2番目が公平・平等なプログラム、近年の「観るスポーツ」の提供、3番目が危機管理。この3項目でまとめられればと思います。

「改善を要する点」ですが、大分お答えいただいているかなと思っております。

まず1番目、本部経費の計上基準についてはご説明いただきました。

2番目の、令和2年度から4年度の実績報告書の本部経費と、収支計画書の令和6年度から9年度の本部経費計上額の乖離についても内容をご説明いただきました。

3番目の福祉避難所の施設管理者としての対応等に関するマニュアル整備についても、決まってないのでわかりませんが、ということではあります、作るということでは対応されるということではよいと思います。

4番目のあらゆる経費節減。これは残してもいいのかな。また山本委員におっしゃっていただいた、主として修繕費に充てるということを、明確化しておいた方がいいかなと思います。維持管理・修繕費ではあります、主には修繕費のところは100万円以上充てていってもらいたいということだと思っておりますので、刷新に取り組んでいただきたい、併せてその収益は主として修繕費に充当していくことを求めます、としていただければと思います。

5番目の本体事業の中でキャッシュを生み出していく取組。こちらについてはご回答いただいたということで、よろしいかと思っております。

用紙裏面の方が多分残すべきことかなと思っております。

上の項目から6、7、8、9、10と番号付けていただいて。

7番の、ある程度ご説明いただいた広報の部分については、他の項目と少し別なのでこの7番は残しておく。

あと6、8、9、10は1つでいいのかなと思っております。スポーツの価値から始まって、地域統合型スポーツクラブのことやスポーツ団体との連携など、山田委員がおっしゃっていた多様な社会的機能。意図が伝わってなかったような気がしますが、スポーツで使うということだけじゃなく、様々な人が繋がる場所としての屋内空間というのはいろいろな使い出があるわけで、そういったものを積極的に意図的に作っていかないと、箱があるだけではなかなか使えないというところもありますので、6、8、9、10を合わせて、連携、多様な価値の実現・推進のようにまとめていただければと思います。

1項目目が4のコスト削減に努めてください、主として維持修繕費に充当していただきたいというのが1項目目。

2項目目が、裏面の上から2つ目。ホームページ以外も含めた、情報発信を充実させてくださいという内容。

3項目目が6、8、9、10をまとめていただいて、多様な機能の結節点として機能を発揮するようにということではまとめてください。

○廣瀬主幹

先ほどの追加意見で11番目ということで、ご意見いただいておりますので、どうぞご検討お願いします。

○藏田委員長

利用料金ですね、4番のお金絡みのところ、1項目目に合わせますか。

どちらを先にするか。先にお金適正利用と受益者負担、利用料の見直しによる収益改善。それと合わせて、あらゆる節約で維持・修繕に充てるという内容ですね。

よろしいでしょうか。

では以上で3点まとめさせていただいて、後ほど事務局でまとめていただいたものを確認いただければと思います。

議題5については以上となります。

今後の予定につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

○小牧主任

事務局より、今後の予定について説明いたします。

本委員会後、委員会が市長に答申し、その後指定管理者の指定についての議案を、3月に開催される市議会定例会に提案します。議決を得たのち、指定管理者として指定され、協定書の締結を行います。

指定管理期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間になります。

なお、本日の評価結果につきましては、市長に答申を行った後、施設所管課を通じ申請団体に通知し、事業計画書等に反映いたします。特に、重点的に改善に取り組むこととした事項につきましては、対応結果についてまとめ、書面にて後日報告させていただきます。

また、本日使用しました書類につきましては回収させていただきますので、机の上に置いたままとしていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○藏田委員長

ありがとうございました。

議題5については以上となり、臨時委員の長田委員につきましては、これにて委員としての任務が終了となります。

お忙しい中、ご協力いただき、ありがとうございました。

【臨時委員・所管課退室】

○藏田委員長

その他について、事務局からございましたらお願いいたします。

○小牧主任

その他についてご説明いたします。

前回第7回選定等委員会において、基本的考え方、モニタリングに関する指針の改訂内容についてご説明させていただきました。

その際に、本日第8回選定等委員会にて意見交換等をさせていただくこととしておりましたので、改めてこの場でご意見をお伺いさせていただきたいと思っております。

もしご意見等、ある場合には、仰っていただければと思いますので、よろしくお願い

いたします。

○藏田委員長

前回の説明いただきました内容につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

小山委員お願いします。

○小山委員

2点ほど。

資料「指定管理者制度導入に関する基本的考え方改訂版（案）（見え消し）」の11ページ。「(14) 環境配慮について」の見え消ししている、上から5行目。

「所管課かいと連携して」これ、「かい」が必要ないでしょう。「所管課と連携して」という意味。それを指摘させてください。

引き続いて21ページ「(キ) ①雇用形態ごとの就業規則、②雇用形態ごとに従業員2～3名分の雇用契約書及び労働条件通知書、③②に対応する3か月分の賃金台帳」となっていますが、ここで「賃金規定」がないと、例えば、時間外労働の割り増し分の改正がありました。ほとんどの企業は「就業規則」には記載せずに「賃金規定」の方に記載しています。そのようなことを考えると、「賃金規定」があった方がベターではないかと私は常々思うのですが、資料を追加することが大変難しいのかなと思いつつ、賃金規定が添付されてる申請書があるところもありますよね。

○山本副委員長

「就業規則」に括弧して、「賃金規定を含む」とするのはどうでしょうか。

○小山委員

そうしていただいて。

○山本副委員長

就業規則と賃金規定が別々のところは、ここに書いてないから、就業規則しか出してくれないんですよ。

○小山委員

少しそのあたりの検討をお願いしたいのと、その2点です。

○廣瀬主幹

ありがとうございます。

まず2点目は、今おっしゃっていただいたとおり追加いたします。

言葉は「就業規則及び賃金規定」にするなど、おっしゃっていただいた意図が伝わるような形で、追加をさせていただきたいと思います。

1点目が「課かい」というのが役所の言葉になってまして、由来が、いろいろな教育委員会だとかそういう「かい」で終わってる組織もあるので、そうなのかなということ

ろです。役所だけのルールなので、ご容赦いただければと思います。

○藏田委員長

他いかがでしょうか。
山田委員何かございますか。

○山田委員

すみません、後ほど文章でまとめて、リプライをとということで、すでに小牧さんと打ち合わせしています。その時に連絡いたします。

○藏田委員長

山本委員。

○山本副委員長

前に言ってたところが入ってない。

○藏田委員長

はい。了解いたしました。

○藏田委員長

他の行政で委員会を受けるのと比べると、茅ヶ崎市は書類が多いです。

審査としてそれを確認する必要があると思うので確認しますが、オペレーションとして工夫できるものがあれば、ご検討いただけるとありがたいです。

やはり紙で全部は、なかなか大変ということもあるでしょうし、デジタルも含めて、効率化できるものは最大に効率化することをお願いします。

反対に、今回の非公募のプレゼンもそうですが、提案内容など、書いてもらうべきことが書かれてないということも結構あったりするので、非公募の選定の中で提案事項に提案されていないというのは、かなり委員会としてはリスクかなと。正直、団体として非公募にするのはまだしも、その団体が出してくるものが、公募で求めるものに対して、提案してきていない。

こちらからそれを言って、団体がプレゼンで出してくるといのは、本来あってはならないと思う。そのあたりは、非公募で選定するのであれば、よりしっかりと中身を見ていく必要がある。つまり、それはモニタリングの段階を叩いておかないと、多分この選定の段階で見ても、正直もう対応ができない。求めるのも難しい。お互いにストレスがたまる状況になるかなと思います。

長期間にわたるものでもあるので、例えば中間段階、公募・選定の2年前ぐらいのタイミングで、その辺りを議論しておく。そしてその改善を踏まえて、次期も非公募でいくのならその部分を提案してもらう、という形にしないと、もったいないかなと思います。せっかくやるのであれば、いい意味で担当課の意識をリフレッシュする意味でも、やり方としてこの非公募であれば、特に計画的に取組をしていくことが必要なのではないかと感じました。

そのあたりは、非公募にするかどうかの基準の選定のタイミングだとか、また今回、ふれあい活動ホームの関連のお話を聞いてると、良い兆しがあるかなと。

そこの自立化、自走化のような部分が、今の手順だとなかなか難しいと思っています。審査の段階で言われても、なかなか難しいと思いますので、先を見てそれに向けてどう追い込んでいくのか、質問をさせていただいた自立化に向けて、この数年間でどう手順を進めていくのか、という辺りを、行政改革推進課なり指定管理委員会にもご報告いただいて、背中を押していく、といったやり方ができるといいかなと思います。

○廣瀬主幹

委員長のご指摘の部分については、今回モニタリングに使う総括評価票なども書式を変えさせていただきまして、今までになかった、本委員会で指摘された改善すべき事項も、本体の報告書に追記するような形にして、それは評価していただく委員の皆さんにとってもそうですし、団体も常にそれを意識しながら報告書を作っていたきたいという思いもありますし、これを公表してまいりたいと思っています。

そういった、できるところからの工夫をさせていただくのと、次回非公募で選定するにあたっての評価の方法や事務局でのチェック体制、それについてりは改めていきたいなと思っています。

○藏田委員長

もう1つ。モニタリングをするのは担当課の職員だと思いますので、場合によっては職員向けの共通の研修や、認識合わせを行っていただくとよいと思います。おそらく課を異動する中で、分野が違えば見方など全く違うわけですし、そうだとすると、その点は本部側から、ある程度支援できるというところと言うと、担当課の職員の力量形成や研修などをした方が、お互いにとって実りあるモニタリングにもなるでしょうし、やる意味が出てくると思いますので、それについてもご検討いただけるといいかなと思います。

よろしいでしょうか。

では、以上の意見を踏まえて修正していただき、山田先生から別途意見をいただくということで、それもあわせて、取りまとめいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

スケジュール的には、今の意見と山田先生の意見をまとめていただくのが1週間ぐらいでしょうか。

○廣瀬主幹

1週間くらいです。

○藏田委員長

そのようにまとめていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、事務局から、よろしくお願いいたします。

○永倉行政改革推進課長

朝早い時間から、長時間にわたりありがとうございました。

山田委員につきましては、オンラインでご参加ありがとうございました。

今年度指定管理の当たり年でございます、更新だけでも32施設、また新規で「うみかぜテラス」への導入という新しい取組もございました。

最終的な指定管理の指定については議会の承認を得て行われますが、議会でも、選定の経過についてなどかなり細かい質問が出ておりました、それについても課題になっております。

その他の委員会の中でも、実際に昨年からは現地見学を取り入れて、昨年と今年の猛暑の中プールなどを見学していただきありがとうございました。

委員会の中でも施設そのもののあり方や、選定における課題だけでなく、提案もいただいておりますので、そういったことについても次年度以降、委員の皆様と意見を取り交わさしていければと思っております。

本日のまとめ等は引き続きやりとりをさせていただきますが、今年度対面の委員会につきまして、今回で最後となり、任期についても、今年度末で一旦終了になりますので、この場を借りてお礼をさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○藏田委員長

委員の皆様から何かございますか。

【他に意見等なし】

○藏田委員長

では以上をもちまして、令和5年度第8回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上